

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>本改正案は、国家戦略特区におけるベンチャー・ファンドの設立及び運営の円滑化を目的とし、一定の要件を満たすファンドに対して監査要件を除外するものであり、日本におけるリスクマネー供給を拡大する観点から一定の意義を有するものと評価します。</p> <p>しかしながら、日本経済が直面している本質的な問題は「投資機会の不足」ではなく、「資金循環の停滞」にあると考えます。</p> <p>日本の家計金融資産は約 2100 兆円に達し、その半分以上が現金・預金として保有されています。これは先進国の中でも極めて高い水準であり、長期間にわたり運用されない資金が膨大に存在していることを意味します。さらに企業部門においても内部留保が積み上がり、金融機関にも多額の預金が滞留しています。</p> <p>このような資金停滞は、日本経済において長期的な「機会損失」を生み出してきました。仮にこのような資金の一部でも長期分散投資に回っていれば、過去 30 年間で数千兆円規模の資産形成が可能であったと推計されます。これは単なる仮定ではなく、世界の株式市場が長期的に成長してきたという歴史的事実に基づくものです。</p> <p>本改正案は、ファンドの設立を容易にするという意味で「投資の受け皿」を整備するものですが、日本の課題はそれだけでは解決しません。投資を受け入れる器が整備されても、資金が動かなければ資本形成は進まないためです。</p> <p>したがって、本改正を契機として以下のような制度的検討が行われることを提言します。</p> <p>第一に、長期間にわたり運用されていない資金の活用に関する政策的議論を進めることです。例えば、一定期間以上動きのない預金等について、元本保証を前提とした国家または公的機関による運用スキームを検討することは、日本経済全体の資本効率を高める観点から重要な検討課題となり得ます。</p> <p>第二に、国家戦略特区において、民間運用機関を活用した大規模分散投資ファンドの実証</p>	<p>貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>

的な制度設計を行うことです。世界経済の成長に連動する長期分散投資は、歴史的に見ても資産形成の有効な手段であり、日本においてもその活用余地は大きいと考えられます。

第三に、運用益を広く国民に還元する仕組みを検討することです。これは単なる資産運用政策ではなく、日本社会全体の将来世代に対する資本形成の問題として位置付けられるべきものです。

過去 30 年間、日本は「失われた 30 年」と呼ばれる経済停滞を経験しました。しかし、その停滞の背景には、資金そのものが不足していたわけではなく、資金が十分に循環していなかったという構造的問題があったと考えられます。

本改正は規制緩和として重要な一歩ですが、日本経済の持続的成長のためには、資金循環全体を視野に入れた政策議論が不可欠です。本改正を契機として、日本におけるリスクマネー供給の拡大だけでなく、資金停滞の解消と長期資本形成の仕組みについても、より広範な検討が進むことを期待します。